



市政情報

生ごみの水切りはごみの減量に有効です

生ごみの約80%は「水分」とされています。生ごみを水切りすることで次のような効果があります。

- ・ごみの減量
- ・悪臭の軽減
- ・ごみ焼却効率の向上
- ・収集車の収集効率の向上

ぜひ水切りをご家庭の習慣にしてください。

※市HPで水切りの一例を紹介しています。

問 廃棄物対策課

☎21-1401
FAX 23-7700
クリーンセンター
☎34-5550
FAX 34-5125



市HP

家庭粗大ごみの処分方法

家庭粗大ごみを処分する際には、クリーンセンター(可燃物)又は西本宿不燃物等埋立地(不燃物)に直接持ち込む方法と有料戸別収集があります。有料戸別収集は、廃棄物対策課又は各市民活動センター窓口での事前申請が必要です。1回の申請で申込みができるのは5点までです。

毎月2回とりまとめ、20日前後と翌月上旬の指定日に自宅まで収集に伺いますので、1階の屋外に出しておいてください。

なお、エアコン・テレビ・冷蔵庫(冷凍庫含む)・洗濯機・衣類乾燥機など収集できないものもありますのでご注意ください。

申・問 廃棄物対策課

☎21-1401
FAX 23-7700
クリーンセンター
☎34-5550
FAX 34-5125



市HP

市民課・保険年金課の一部日曜窓口開庁

☒毎週日曜日(年末年始を除く)午前8時30分～午後0時30分(パスポートの交付は午前9時から)

※他の市区町村や関係機関に照会が必要な業務は取扱いできない場合があります。

※毎月第3土曜日の翌日曜日は、システムメンテナンスのため、マイナンバーカード業務を行うことができません。

担当	取扱業務
市民課	交付業務 住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本等(広域交付を除く)、埋火葬許可証、斎場使用許可書、その他戸籍に関する証明(受理証明・死亡診断書の写し等)、自動車臨時運行許可番号標の貸出・返却、パスポートの交付(受取のみ)、マイナンバーカードの交付(事前予約者のみ) ※パスポートの申請は平日のみの受付です。
	届出・受付業務 転入・転出・転居届出(海外からの転入、転入届の特例による転入、土地区画整理事業施行中の区域内への転入・転居届を除く)、中長期在留者住居地届出及び特別永住者に関する業務、印鑑登録・廃止・変更、戸籍届出、マイナンバーカード業務のうち電子証明書の更新等
保険年金課	国民健康保険・後期高齢者医療 資格の取得・喪失・変更、療養費・高額療養費の支給申請、葬祭費の支給申請、特定疾病療養受療証の交付申請、限度額適用認定証・標準負担額減額認定証の交付申請、資格情報のお知らせ(国民健康保険のみ)・資格確認書の再交付申請、納付(後期高齢者医療保険料のみ) ※後期高齢者医療の交付(再交付)申請は受付のみで、交付は後日になります。
	国民年金 保険料免除申請、学生納付特例申請、資格取得・種別変更の届出、付加保険料納付・辞退申出

問 市民課 ☎21-1402 FAX 23-2234

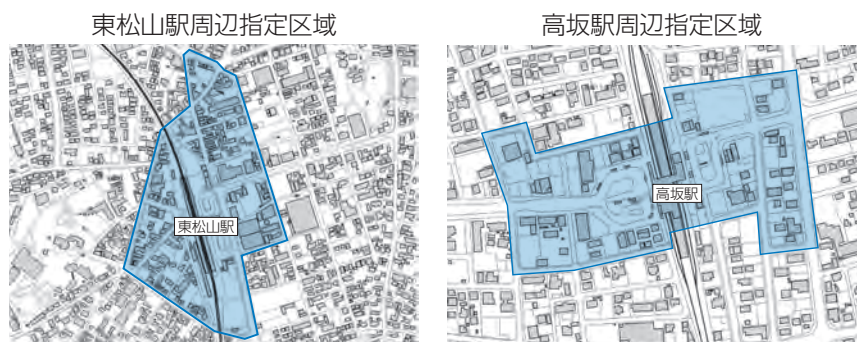
保険年金課 ☎21-1403 FAX 23-0076



市HP

駅周辺は路上喫煙等禁止

東松山のまちをみんなで美しくする条例に基づき、東松山駅及び高坂駅周辺の指定区域内での路上喫煙及び空き缶等のポイ捨てを禁止しています。これらの行為を行った場合、指導・勧告を行い、改善されない場合は2,000円の過料を科す場合があります。受動喫煙防止及び環境美化推進にご協力ください。



環境美化重点区域及び路上喫煙禁止区域の範囲

問 環境政策課 ☎63-5006 FAX 23-7700



市HP

空き家バンク制度

空き家の売却又は賃貸を希望する所有者等から提供を受けた空き家の情報を登録し、公開します。

空き家の利用を希望する人

登録されている空き家から利用を希望する空き家を選び、利用申込みをしてください。

空き家の売却や賃貸を希望する人

登録申請後、現地調査を行い、登録基準を満たした物件について、市HP等で情報発信を行います。
※空き家の登録は無料です。
※交渉、契約などは、協定締結団体の業者が行います。

申・問 住宅建築課

☎21-1464
FAX 24-8857



市HP

私道舗装補助金、私道寄附採納のご案内

生活環境の向上を図ることを目的として、未舗装の私道を新たに舗装する場合や、通行に著しく支障が生じている私道の舗装修繕に必要な工事費用の一部を補助しています。対象となる私道は、幅員がおおむね4メートル以上であること、公道に接続していること、5戸以上の住居があることなどの要件があります(私道舗装工事費補助金交付要綱)。

また、採納要件や道路形態が基準に該当する私道については寄附をすることができます。具体的には、公道から公道へ通り抜けができること、幅員が4メートル以上あり境界が明確であること、排水の末流が確保されていることなどの要件があります(私道等採納基準)。

いずれも必要な手続きや要件がありますので、事前にご相談ください。

問 建設管理課

☎21-1420 FAX 25-2760



市HP

(私道舗装補助)



市HP

(私道寄附)

移住促進空き家利活用補助金交付制度

市内の空き家を有効活用し、市外から転入する人又は市外から転入する人に空き家を提供する人に対して、補助金を交付します。

対象者

- ・空き家バンクの利用申込書を提出した人で、市外から転入して5年以上居住する意思がある人(空き家利用者)
- ・空き家バンクの登録の決定を受けた空き家所有者で、空き家利用者に空き家を売却又は賃貸する人(空き家所有者)

対象物件

- ・市空き家バンクに登録し、売買又は賃貸借するもの
- ・昭和56年6月1日時点の耐震基準を満たすもの

対象事業

- ・空き家利用者による、空き家の購入
- ・空き家利用者又は空き家所有者が発注する空き家のリフォーム工事

補助金額

対象事業	対象者	補助金の額	補助金限度額	
			基準額	加算額
購入	空き家利用者	費用の1/2以内の額	25万円	子育て世帯 三世帯同居・近居 市内事業所勤務者
				5万円 5万円 5万円
リフォーム工事	空き家利用者	費用の1/2以内の額	20万円	子育て世帯 三世帯同居・近居 市内事業所勤務者
				5万円 5万円 5万円
	空き家所有者	費用の1/2以内の額	20万円	市内業者施工
				5万円

※年度途中で申請が予算額に達した場合は受付を終了することがあります。

申・問 交付申請書に必要書類を添付し、住宅建築課へ。

☎21-1464 FAX 24-8857



市HP

男女共同参画情報 ミニほっとらいん

生活していて辛いと感じた時はご相談ください ～女性相談員より～

「女性相談」は、男女共同参画社会の実現に向けた取組の一つとして、個人の尊重や人権擁護を目的とした相談窓口です。そこでは、女性が抱える悩みを傾聴しながら、相談者が持っている力を引き出し、課題解決の方法、気持ちの整理、楽になる考え方などを一緒に考えます。「悩みを誰かに聞いてほしい」「悩みを一人で抱えるのは辛い」と感じたら、女性相談をご利用ください。

- ・匿名での相談も可能です。
- ・秘密は厳守されます。
- ・相談方法は、電話又は面談で、事前予約制です。

☒毎月第1水曜日午前10時～午後3時

第3火曜日午後1時～5時

第4金曜日午前10時～午後3時

※相談日が祝日等の場合は、変更となります。

※女性相談の日程は、27ページに掲載しています。

定 各日4人(1人当たり50分・申込順)

申・問 人権市民相談課 ☎21-1416 FAX 23-2236